

## 監査基準の改訂が必要と思われる項目と論点

	現行の監査基準	改訂が必要と思われる項目と論点
第四 実施基準		
一 基本原則	<p>1 監査人は、監査リスクを合理的に低い水準に抑えるために、固有リスクと統制リスクを暫定的に評価して発見リスクの水準を決定するとともに、監査上の重要性を勘案して監査計画を策定し、これに基づき監査を実施しなければならない。</p> <p>2 監査人は、自己の意見を形成するに足る合理的な基</p>	<p>1 財務諸表項目については、固有リスクと統制リスクの評価を基礎として発見リスクを決定する基本的な仕組みは残しながら、固有リスクと統制リスクは、原則的に、結合して評価することにより重要な虚偽表示のリスクを評価することとしてはどうか。</p> <p>2 現行基準の監査計画(二 監査計画の策定 2)に規定されている、企業及び企業環境の理解に関する事項を、基本原則 2 として移し、財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす可能性のある事業上のリスクを理解し、財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす可能性を評価することにより俯瞰的な視点から監査の重点を絞り、トップ・ダウン的な監査も行う必要があることを明示してはどうか。</p> <p>3 「監査要点」に関する本項は残したうえで、「監査要点」</p>

<p>基礎を得るために、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性及び表示の妥当性等の監査要点に適合した十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。</p> <p>3 監査人は、十分かつ適切な監査証拠を入手するに当たっては、原則として、試査に基づき、統制リスクを評価するために行う統制評価手続及び監査要点の直接的な立証のために行う実証手続を実施しなければならない。</p> <p>4 監査人は、職業的専門家としての懐疑心をもって、不正及び誤謬により財務諸表に重要な虚偽の表示がもたらされる可能性に関して評価を行い、その結果を監査計画に反映し、これに基づき監査を実施しなければならない。</p>	<p>は、経営者が自己の責任で主張する財務諸表の記載事項を監査人が自らの視点で立証すべき事項として利用するものであることを明らかにすることとしてはどうか。</p> <p>4 原則的に、固有リスクと統制リスクを結合して評価することにより重要な虚偽表示のリスクを評価すること、また、国際監査基準等では統制評価手續を、内部統制の整備状況の評価手続と運用状況の評価手続に分け、重要な虚偽表示のリスクの評価の結果として得られる発見リスクの水準に合わせて実証手続を実施することにしていることから、このような国際的な動向を反映することにしてはどうか。</p>
---	--

	<p>5 監査人は、監査計画の策定及びこれに基づく監査の実施において、企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提(以下「継続企業の前提」という。)に基づき経営者が財務諸表を作成することが適切であるか否かを検討しなければならない。</p>	
二 監査計画の策定	<p>1 監査人は、監査を効果的かつ効率的に実施するために、監査リスクと監査上の重要性を勘案して監査計画を策定しなければならない。</p> <p>2 監査人は、監査計画の策定に当たり、景気の動向、企業が属する産業の状況、企業の事業内容、経営者の経営理念、経営方針、情報技術の利用状況その他企業の経営活動に関わる情報を入手して、固有リスクと統制リスクを暫定的に評価しなければならない。</p> <p>3 監査人は、企業の内部統制の状況を把握して統制リスクを暫定的に評価し、財務諸表項目自体が有する固有</p>	<p>2 本項は、基本原則に移し、財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす可能性のある事業上のリスクの評価から抽出される「財務諸表全体として」の重要な虚偽表示のリスク、並びに財務諸表項目レベルでの重要な虚偽表示のリスクを評価し、これらを監査計画に反映することにしてはどうか。</p> <p>3 原則として、固有リスクと統制リスクを結合して評価することにより重要な虚偽表示のリスクを評価すること、統制評</p>

<p>リスクも勘案した上で、統制評価手続に係る監査計画並びに発見リスクの水準に応じた実証手続に係る監査計画を策定し、実施すべき監査手続、実施の時期及び範囲を決定しなければならない。</p> <p>4 監査人は、企業が利用する情報技術が監査に及ぼす影響を検討し、その利用状況に適合した監査計画を策定しなければならない。</p> <p>5 監査人は、監査計画の策定に当たって、財務指標の悪化の傾向、財政破綻の可能性その他継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況の有無を確かめなければならない。</p> <p>6 監査人は、監査計画の前提として把握した事象や状況が変化した場合、あるいは監査の実施過程で新たな事実を発見した場合には、適宜、監査計画を修正しなければならない。</p>	<p>価手続を、内部統制の整備状況の評価手続と運用状況の評価手続に分けること、及び重要な虚偽表示のリスクの評価の結果として得られる発見リスクの水準に合わせて実証手続を実施することにし、これらを監査計画に反映することとしてはどうか。</p>
---	---

<p><b>三 監査の実施</b></p>	<p>1 監査人は、統制評価手続を実施した結果、暫定的に評価した統制リスクの水準を変更する必要がないと判断した場合には、監査計画において策定した実証手続を実施し、統制リスクの水準が暫定的な評価よりも高いと判断した場合には、発見リスクを低くするために、監査計画において策定した実証手続を修正することにより十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。</p> <p>2 監査人は、ある特定の監査要点について、内部統制が存在しないか、あるいは統制リスクが高いと判断した場合には、統制評価手続を実施せず、実証手続により十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。</p> <p>3 監査人は、会計上の見積りの合理性を判断するためには、経営者が行った見積りの方法の評価、その見積りと監査人の行った見積りや実績との比較等により、十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。</p>	<p>1 原則として、固有リスクと統制リスクを結合して評価することにより重要な虚偽表示のリスクを評価すること、統制評価手続を、内部統制の整備状況の評価手続と運用状況の評価手続に分けること、及び重要な虚偽表示のリスクの評価の結果として得られる発見リスクの水準に合わせて実証手続を実施することにより十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならないことを明示することにしてはどうか。</p> <p>2 統制評価手續を、内部統制の整備状況の評価手續と運用状況の評価手續を分けていることから、この趣旨に沿って見直しをすることにしてはどうか。</p> <p>3 監査において特別な配慮を必要とするリスクについて位置づけを明確にし、実施基準に反映することにしてはどうか。</p>
-----------------------	--	---

4 監査人は、監査の実施において不正又は誤謬を発見した場合には、経営者等に報告して適切な対応を求めるとともに、適宜、監査手続を追加して十分かつ適切な監査証拠を入手し、当該不正等が財務諸表に与える影響を評価しなければならない。

5 監査人は、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在すると判断した場合には、当該疑義に関して合理的な期間について経営者が行った評価、当該疑義を解消させるための対応及び経営計画等の合理性を検討しなければならない。

6 監査人は、適正な財務諸表を作成する責任は経営者にあること、財務諸表の作成に関する基本的な事項、経営者が採用した会計方針、経営者は監査の実施に必要な資料を全て提示したこと及び監査人が必要と判断した事項について、経営者から書面をもって確認しなければならない。